

松戸花火大会広告協賛掲載基準

松戸花火大会に係る広告協賛については、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載いたしません。

- (1) 公共の福祉に反し、又はそのおそれがあるもの
 - (2) 松戸花火大会の目的に反する若しくは大会の品位を損ない、信用を失墜し、又はそのおそれがあるもの
 - (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (4) 広告の目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
 - (5) 政治的問題、社会問題について主義、主張等を述べたもの
 - (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、又はそのおそれがあるもの
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業に該当又は類似するもの
 - (8) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に定める貸金業者
 - (9) 非科学的又は迷信に類するもので、広告の閲覧者を不安にさせ、又はそのおそれがあるもの
 - (10) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (11) 人権侵害、人種・性別・職業・境遇・信条等による差別、財産権(知的財産権を含む。)の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損若しくは業務妨害となり、又はそのおそれがあるもの
 - (12) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - (13) 他を誹謗、中傷若しくは排斥し、又はそのおそれがあるもの
 - (14) 暴力、犯罪を肯定若しくは助長し、又はそのおそれがあるもの
 - (15) 残酷、醜悪、猟奇的な描写など、善良な風俗に反するようなもの
 - (16) わいせつ性を連想若しくは想起させ、又はそのおそれがあるもの
 - (17) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表現又は誤認を招くようなもの
例:「日本一」「一番安い」「最安値」等
- イ 射幸心を著しくあおるもの
例:「今が最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等に違反若しくは法令等で認められていない業種・商法・商品

- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等若しくは法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告を掲載しようとする者又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (18) 暴力団(松戸市暴力団排除条例(平成24年3月29日松戸市条例第2号)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらの者と関係を有しているもの
- (19) その他松戸花火大会実行委員会が広告の業種又は事業者及び内容として不適当と認めるもの

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。